

別表六（二十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の3第1項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第17条の3の2第1項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の3の3第1項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「同上のうち特定給与等の額4」は、「同上のうち損金の額に算入される金額3」の金額のうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に震災特例法第17条の3第1項に規定する指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する復興産業集積区域（同項に規定する地域を含む市町村の区域を除きます。）内に所在する同

項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載します。

- 3 「福島県知事の認定又は確認を受けた日5」は、震災特例法第17条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合には「又は確認」を消し、震災特例法第17条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消します。

4 「税額控除限度額
 $\left[((3)-(4)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{7}{100} \right]$ 又は $\left[(7) \times \frac{20}{100} \right]$ 」⁸

は、震災特例法第17条の3第1項の規定の適用を受ける場合には

「又は $\left[(7) \times \frac{20}{100} \right]$ 」を消し、震災特例法第17条の3の

2第1項又は第17条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には

「 $\left[((3)-(4)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{7}{100} \right]$ 又は 」を消します。